

浜松市児童入所施設等保護費負担金の徴収にかかる
寡婦（夫）控除のみなし適用に関する運用を定める要綱

（目的）

第1条

この要綱は、婚姻歴の有無にかかわらず等しく支援を行うために、生計を一にする子がいる未婚の母、児童を扶養親族としている未婚の母又は生計を一にする子がいる未婚の父からなるひとり親家庭においても、親の婚姻歴の有無にかかわらず児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定が図られるよう、寡婦（夫）控除が適用されるものとみなして（以下「みなし適用」という。）実施するため、その運用を定めるものである。

（用語）

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）子 他の者の控除対象配偶者や扶養親族となっていない20歳未満の子で、かつ、合計所得金額が38万円以下である者をいう。
- （2）児童 20歳に満たない者で、かつ、合計所得が38万円以下である者をいう。
- （3）未婚の母 参照する税の課税年度（以下「課税年度」という。）の現況日（課税年度の前年の12月31日。以下「現況日」という。）以前に婚姻によらないで母となった女子であって、婚姻したことがなく、婚姻（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下、この号において同じ。）をしていない者及び現況日においても婚姻をしていなかった者をいう。
- （4）未婚の父 現況日以前に婚姻によらないで父となった男子であって、婚姻したことがなく、婚姻（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下、この号において同じ。）をしていない者及び現況日においても婚姻をしていなかった者で、かつ課税年度の合計所得金額が500万円以下である者をいう。
- （5）控除対象配偶者 地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第7号並びに第292条第1項第7号及び所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に定めるものをいう。
- （6）扶養親族 地方税法第23条第1項第8号並びに同法第292条第1項第8号及び所得税法第2条第1項第34号に定めるものをいう。
- （7）合計所得金額 地方税法第23条第1項第13号並びに同法第292条第1項第13号及び所得税法第2条第1項第34号に定めるものをいう。
- （8）対象事業 みなし適用対象となる事業をいい、児童福祉法に基づく児童入所施設措置及び児童福祉法に基づく障害児施設措置とする。
- （9）申請窓口 児童相談所とする。

(対象者)

第3条

みなし適用の対象となる者は、本市の区域内に住所を有し、対象事業を利用する者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 未婚の母又は未婚の父であること。

(2) 前号に規定する未婚の母にあつては、扶養親族である児童又はその者と生計を一にする子を有し、及び現況日においても有していたこと。ただし、地方税法第34条第3項及び第314条の2第3項並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の17に定める控除を適用する場合には、扶養親族である子を有し、及び現況日においても有しており、かつ合計所得金額が500万円以下である者に限る。2人以上の子がいる場合においては、末子が20歳未満であれば足りる。

(3) 第1号に規定する未婚の父にあつては、生計を一にする子を有し、現況日においても有していたこと。2人以上の子がいる場合においては、末子が20歳未満であれば足りる。

(適用の申請等)

第4条

みなし適用の申請は、浜松市児童入所施設等保護費負担金寡婦(夫)控除みなし適用申請書(第1号様式。以下「申請書(第1号様式)」という。)に、未婚の母又は未婚の父及び子又は児童の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書を含む。以下同じ。)並びに未婚の母又は未婚の父及び子又は児童を含む世帯全員分の住民票の写し(いずれも発行後3か月以内のものとする。以下「添付書類」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する戸籍謄本は、有効期間内の児童扶養手当証書の写しをもって替えることができる。

(認定方法)

第5条

みなし適用の申請をする者(以下「申請者」という。)から申請書(第1号様式)の提出があった場合には、市長がみなし適用とその期間について認定する。

2 第1項に基づく認定の結果は、浜松市児童入所施設等保護費負担金寡婦(夫)控除のみなし適用にかかる決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(認定の変更)

第6条

前条の規定によるみなし適用の認定がされている場合で、所得状況や世帯状況に変更が

あった場合には、みなし適用の認定を受けた者は、遅滞なく、変更が確認できる書類とともに、浜松市児童入所施設等保護費負担金寡婦(夫)控除のみなし適用にかかる変更届(第3号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定する変更届が提出された場合には、市長がみなし適用の認定変更を決定する。この場合においては、前条の規定を準用する。

(更新)

第7条

第5条第1項により認定された期間を超えて、引き続き、みなし適用を受けようとする者は、第4条に規定する申請を省略することができる。

2 前項の規定により申請が省略された場合には、市長がみなし適用とその期間について再認定する。

3 第1項に基づく再認定の結果は、第5条第2項の規定を準用し、申請者に通知するものとする。

(みなし適用に基づく負担額の返還)

第8条

申請書が、虚偽その他不正な手段に基づきみなし適用の認定を受けた場合は、みなし適用の前後で生じた負担額を返還しなければならない。

(委任)

第9条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(第1号様式)

浜松市児童入所施設等保護費負担金寡婦(夫)控除みなし適用申請書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所
氏名 印
生年月日
電話番号

寡婦(夫)控除のみなし適用について申請します。

私は、所得を計算する対象となる年の12月31日及び本申請時点で、次の1から4のいずれかに当てはまることを申し立てます。(該当する番号に を付けてください)

- 1 婚姻によらず母となっており、婚姻暦がなく、生計を一にする20歳未満の子(合計所得金額が38万円以下で、他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。)がいる、婚姻(事実婚を含む)していない者。
- 2 1であり、かつ20歳未満の子を税法上扶養しており、母の合計所得金額が、500万円以下である。【寡婦(特定)控除の対象】
- 3 婚姻によらず父となっており、婚姻暦がなく、生計を一にする20歳未満の子(合計所得金額が38万円以下で、他の人の扶養配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。)がいる、婚姻(事実婚を含む)していない者。また、父の計所得金額が、500万円以下である。
- 4 婚姻によらず母となっており、婚姻暦がなく、20歳未満の税法上扶養する児童(合計所得金額が38万円以下)がいる、婚姻(事実婚を含む)していない者。

万が一申請に虚偽があれば、寡婦(夫)控除のみなし適用によって行った決定の取り消しに伴う、負担額の減額分を返還します。

平成 年 月 日 氏名 印

私は、寡婦(夫)控除のみなし適用にあたり、要件確認に必要な範囲で、私の市町村民税の申告及び児童扶養手当に関する情報を照会すること、及び戸籍、所得税に関する情報を含め、取得した情報を必要とする受付窓口を提供することについて

- 1 同意します
- 2 同意しません

平成 年 月 日 氏名 印

同意をいただけない場合には、別途市町村民税の課税証明書等の提出や、戸籍等の調査についてご協力いただく必要があります。

注意点

必ずお読みください。

- 1 生活保護を受給している方、又は、みなし適用しなくても非課税の方は対象外です。
- 2 本申請は寡婦(夫)控除のみなし適用を行うもので、措置の実施にあたっては、別途措置の実施に伴う手続きが必要です。措置を新たに実施する場合には、その都度、本申請を行ってください。
- 3 申請にあたっては、世帯全員の住民票の写し並びに母又は父及び子又は児童の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書を含む。いずれも3か月以内に発行したもの)が必要です。ただし、戸籍謄本は、有効期限内の児童扶養手当証書の写しに替えることができます。
- 4 所得の状況等により、負担額が変わらない場合があります。適用の結果につきましては、児童相談所から通知します。
- 5 寡婦(夫)控除のみなし適用は、措置の負担額算定等に用いるものであり、税法上の免除を受けることはできません。
- 6 所得の状況や世帯の状況に変更があった場合には、児童相談所に申し出てください。
- 7 ご提供いただいた個人情報は、寡婦(夫)控除のみなし適用にかかる目的の範囲内で利用します。

(第2号様式)

浜松市児童入所施設等保護費負担金寡婦(夫)控除みなし適用にかかる決定通知書

平成 年 月 日

様

浜松市長

印

先にあなたから申請のありました浜松市児童入所施設等保護費負担金寡婦(夫)控除みなし適用申請書に基づき、次のとおり決定しましたので、通知します。

事業名	児童福祉法に基づく児童入所施設措置及び児童福祉法に基づく障害児施設措置		
申請者氏名			
住所			
決定内容	みなし適用の結果、以下のとおり、決定しました。 みなし適用の結果、決定に変更がありませんでした。		
変更内容	みなし適用実施前	階層	徴収金月額
変更内容	みなし適用実施後	階層	徴収金月額
認定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
備考			

【注意事項】

認定期間中に、世帯状況や所得状況に変更があった場合には、第3号様式「浜松市児童入所施設等保護費負担金寡婦(夫)控除みなし適用にかかる変更届」により申し出てください。

申請者の虚偽その他不正な手段に基づき申請した場合は、みなし適用の実施前後の負担額の差額を返還しなければなりません。

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により浜松市長に対して異議申し立てをすることができます。(決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。)

また処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に浜松市を被告(訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。)として提起することができます。(決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても決定の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。)なお上記の異議申し立てをした場合には、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式

浜松市児童入所施設等保護費負担金寡婦（夫）控除みなし適用にかかる変更届

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者住所

申請者氏名

印

次のとおり、浜松市児童入所施設等保護費負担金寡婦（夫）控除みなし適用について、次のとおり届け出ます。

事業名	児童福祉法に基づく児童入所施設措置及び 児童福祉法に基づく障害児施設措置
氏名	
住所	
届出の理由 分かるように詳しく記載してください。	
理由が発生した日	平成 年 月 日
備考	

必要において、課税（非課税）証明書、住民票の写し、戸籍謄本等を添付していただきます。